

北本市産業振興委員会公募委員募集・選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北本市産業振興委員会規則（昭和63年規則第8号。以下「規則」という。）第2条第2項第4号に規定する委員（以下、「公募委員」という。）の募集及び選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集方法)

第2条 公募委員の募集は、広報きたもと及び北本市ホームページに記事を掲載することにより行うものとする。

(募集人員)

第3条 公募委員の定員は1名とし、応募者が定員を超えた場合は選考とする。

(応募資格)

第4条 公募委員に応募できる者は、令和8年4月1日現在において次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 市内に引き続き1年以上住所を有すること。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) 市の審議会等の委員でないこと。
- (4) 市の職員でないこと。

(応募方法)

第5条 前条に該当する者で公募委員への応募を希望する者は、定められた締切日までに、履歴書及び北本市の産業振興におけるこれからの課題をテーマとする800字程度の論文（以下「論文」という。）を市長へ提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された履歴書及び論文は、応募者へ返却しないものとする。

(北本市産業振興委員会公募委員選考委員会の設置)

第6条 応募者が定員を超えた場合、公募による委員を選考するため、北本市産業振興委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、市民経済部長、産業観光課長及び都市計画課長とする。

(選考方法)

第7条 選考委員は、応募者から提出された論文を別表の評価項目ごとに

採点するものとし、選考委員会において、選考委員の評価点数の合計を算出し、その結果の高い者から順に公募による委員として選考するものとする。

2 前項に掲げる評価点数の合計が同点の場合は、性別、年齢、居住地域等について、規則第2条第2項第1号から第3号及び第5号までに規定する委員とのバランスを考慮し、選考するものとする。

(決定通知)

第8条 公募委員の決定結果は、応募者全員に通知するものとする。

(庶務)

第9条 公募委員の募集及び選考に関する庶務は、市民経済部産業観光課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、公募委員の募集及び選考について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和8年4月22日決裁)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

2 この要領は、公募委員が決定次第その効力を失う。

別表 (第7条関係)

評価項目及び配点

評価項目		配点
1	テーマに関する考えが明確で、説得力があるか。	10
2	わかりやすく適切な表現及び構成となっているか。	10
3	産業振興に対する関心の高さや熱意が伺えるか。	10
4	社会状況や本市の状況を理解しているか。	10
5	幅広い視点から建設的な意見を述べる事が期待できるか。	10
合計		50